

家族信託のチカラ

—先祖代々の土地が他人の手に？制度で守る「家」のバトン編—

長男「ご夫婦にはお子さんがいません
将来、先に「長男、ご長男の次に奥様が亡くなられたらこの家は誰のものになると思いますか？」

「え？そりゃ次男の子(孫)が相続するんじゃないのか？」

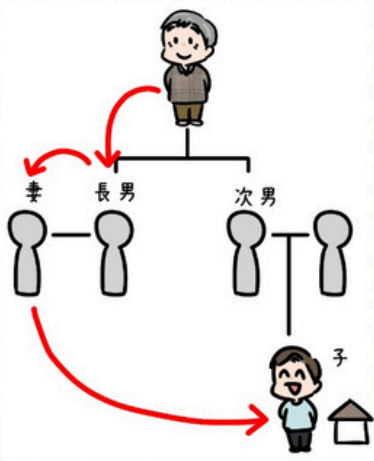
日本経営の相続相談

「この家は同居して
尽くしてくれる長男夫婦に
継がせるつもりだよ」

「素晴らしいですね
ですが…もしもの時
一つ気になることが…」

遺言は「長男の奥様が書く必要があり難しいでしょう…」

「ですが家族信託なら
オーナーの次は長男、
その次は誰、その次は誰々と
ご自身の意思で財産の承継先を
決められます」



「な、なんだって?!
先祖代々の土地が
全く関係ない他人のものに?!
遺言で何とかできないか?」

「いえ、お孫さんは相続できません
ご長男の奥様のご実家、
つまり奥様のご兄弟や甥・姪が
相続人になってしまうんです」

「長男の妻の親族が相続」

—40年後—

「家族信託のおかげで
祖父の想いの詰まったこの家を
守っていくことができました
ありがとうございます」

次男の子

「それなら長男夫婦の
生活も守れるし
先祖にも顔向けできる!
早いうちに準備を頼むよ」

「はい!
息子さん達も交え
しっかりと「家のバトン」の
渡し方を検討しましょう」

家族信託は、大切なあなたの財産と家族の未来を、あなた自身がデザインし承継できるようにする仕組みです。認知症対策、円滑な事業承継や資産承継、資産の有効活用など、幅広いニーズに対応できます。家族信託は、ご家族間の信頼関係の上に成り立つ、思いやりに根差した制度です。将来にわたりご家族の豊かな未来をつむぐために、私たち専門家が公正証書の作成のお手伝いをさせていただきます。

Contact